

柿町建設発生土処理場運用規定

- 1 長岡市発注工事により生じる発生土のみを搬入対象とする。
- 2 発生土は、土砂等（建設廃棄物処理指針の土質区分基準の第3種建設発生土以上の良質であるもの）とし、コンクリート及びアスファルト殻等の廃棄物処理法の対象となるものは厳禁とする。
- 3 開設期間は、令和8年4月8日（水）から令和8年12月25日（金）までとする。
- 4 閉場日は、原則として、土曜日、日曜日、祝祭日、長岡花火・お盆期間及び開設期間中の全ての火曜日・木曜日とする。
- 5 処理作業時間は、原則として、午前9時から午後5時までとする。
- 6 発生土を搬入しようとする業者は、原則として、前日の午後5時までに、予定土量及び予定台数を別紙「発生土搬入予定表」に記載し、「処分場管理業者」にFAX送信すること。
- 7 搬入による道路の汚れについては、当事者において処理すること。
ただし、処理場出入り口周辺の道路清掃等は、処理場管理業者が行うこととする。
- 8 搬入車両は、別紙「位置図」に定める搬入路（赤線表示部）及び処理場内の徐行を厳守し、交通事故防止に努めること。
- 9 搬入者は、発生土の荷降ろし前に管理人に別紙「建設発生土搬入伝票」を提出し、搬入位置及び方法等について管理人の指示を受けること。
- 10 搬入者は、同一の工事で500 m³以上の土砂を搬入する場合、別紙「土砂受領書の発行依頼書」を処理場管理業者へFAXにて提出すること。
- 11 上記に規定のないもので必要な事項は、随時、追加する。

令和8年4月1日